

和歌山県警察WLB休暇等取得制度実施要綱の制定について（例規）

（最終改正：令和2年11月30日 務第57号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

この度、和歌山県警察WLB休暇等取得制度実施要綱を別記のとおり定め、令和2年1月1日から実施することとしたので、計画的な休暇の取得に努められたい。

なお、「和歌山県警察リフレッシュ休暇制度実施要綱の制定について（例規）」（平成3年3月22日付け務第11号）及び「夏季特別休暇制度の運用について（例規）」（平成3年4月6日付け務第15号）は、廃止する。

別記

和歌山県警察WLB休暇等取得制度実施要綱

第1 趣旨

全ての職員が責任と誇りを持って生き生きと働き、その能力を最大限に発揮するためには、心身共に健康でなければならず、また、魅力ある職場づくりと組織の活性化を図るため、超過勤務命令の適正な運用や休暇の取得促進のほか、仕事と育児、介護等を両立できる職場環境づくりに向けた取組を推進しているところである。

こうした中、時間単位の休暇、祝日や週休日と合わせた連続した休暇、職員や家族の記念日、自己啓発、私的行事等に合わせた休暇の取得を奨励するとともに、計画的に、かつ、簡易に休暇の届出等ができ、また、所属長その他の幹部職員が、あらかじめ部下職員が予定している休暇希望日を把握して適正な勤務管理に資することができる休暇取得制度を制定し運用するものである。

第2 WLB休暇等取得制度の対象とする休暇

1 WLB休暇

職員や家族の記念日、自己啓発、私的行事のほか、永年勤続を記念する休暇、表彰受賞を記念する休暇等、仕事と生活の調和を意味する「Work Life Balance」を推進するため、あらかじめ計画的に届出をすることができる年次有給休暇をいう。

2 夏季特別休暇

警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年和歌山県警察本部訓令第26号）第14条に規定する特別休暇のうち、夏季（6月1日から10月31日までの間）における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のために取得できる休暇をいう。

第3 WLB休暇等の届出及び承認

1 職員は、第2に規定する休暇を取得しようとするときは、警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年和歌山県警察本部訓令第26号）第20条の2第3項の規定に基づき、休暇取得計画（結果）表（別記様式）により、1か月単位で、所属長にWLB休暇の届出をし、及び夏季特別休暇の承認を受けることができるものとする。

2 休暇取得計画（結果）表は、所属単位、附置機関単位、係単位等所属の実情に応じた単位で作成することができるものとする。

第4 運用上の留意事項

- 1 WLB休暇は、年次有給休暇の範囲内とし、取得単位を1日又は1時間とする。
- 2 夏季特別休暇の日数は、原則として連続する5日の範囲内となっているが、特に必要と認められる場合は、1日又は半日単位に分割して取得することができる。この場合において、1暦日の休暇の期間が半日（始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間以内の時間）であるときは、半日2回（そのうちの1回は3時間45分以内である場合に限る。）をもって1暦日とみなす。

第5 休暇取得計画（結果）表及び休暇届（願）票の記載要領等

- 1 休暇取得計画（結果）表は、次のとおり記載するものとする。
 - (1) WLB休暇の取得単位が1日の場合は「ネ」と、時間単位の場合は「ネ」の前に「○ネ」と表示し、○には時間数を記載すること。
 - (2) 夏季特別休暇の取得単位が1日の場合は「ト」と、半日（4時間以内）の場合は「ト」の後に4時間の場合は「Long」の「L」を、3時間45分の場合は「Short」の「S」を表示すること。
 - (3) 職員は、記念日等時季変更が困難な理由による休暇を取得する場合は、(1)及び(2)の前に「Memorial」の「M」を記載すること。
なお、「M」は、休暇取得計画（結果）表の「計画欄」にのみ記載するものとする。
- 2 休暇届（願）票は、次のとおり記載し、編さんするものとする。
 - (1) 記入要領は、年次有給休暇の例による。この場合において、摘要欄には「休暇取得計画（結果）表のとおり」と記載し、決裁欄には斜線を引くこと。
 - (2) 休暇取得計画（結果）表は、休暇届（願）票綴に保存しておくこと。

第6 所属長の配慮事項

- 1 所属長は、業務等に支障を来すことのないよう、また、課及び係によって休暇の偏りが生じることのないよう計画的に休暇を取得させること。
- 2 所属長は、自ら率先して休暇の取得に努め、所属職員に対しても休暇制度を有効的に活用した休暇の取得を奨励すること。

第7 地方警務官等の休暇取得に係る事務手続

部長、首席監察官、警察学校長及び所属長の休暇取得に係る事務手続は、和歌山県警察処務規程の解釈及び運用要領（平成22年2月22日付け務第8号）別表第2で定めるとおりとする。

(別記様式省略)